

事業紹介掲載についての基本合意規定

この規定は、一般社団法人フリーランスビジョナリー協会(以下、「甲」という)と、会員および提携先(以下、「乙」という)が、乙の活動等の掲載についての基本合意書確認書である。

第1条 (基本合意)

乙は、甲に対して、乙の情報を元にした紹介情報を甲の運営する公式サイト(web サイト、SNS サイト、発信グループを含む)に乙の活動等の紹介掲載を委託し、甲はこれを受託する。

第2条 (本件業務の遂行)

- ・ 1 甲は、乙の紹介情報掲載業務を、善良なる管理者の注意をもって遂行する。
- ・ 2 甲は、本件業務の実施に際し、乙に本件サイトの内容の確認その他必要な協力を要請できるものとし、乙は甲から協力を要請された場合には、適時にこれに応ずるものとする

第3条 (本件業務の対価)

- ・ 1 本件業務の対価は無料で行う。
- ・ 2 ただし、甲乙間で事前に有料案件として合意したものに関してはその限りではない。
- ・ 3 上記2項に該当する内容は、その都度別途契約により執り行うものとする。

第4条 (掲載前確認)

- ・ 1 甲は、掲載前に乙の内容確認を受けるものとする。
- ・ 2 乙は、甲からの確認依頼について速やかに確認を行い、変更点などの要望があれば甲に伝えるものとし、乙の掲載確認が取れば甲は掲載するものとする。
- ・ 3 乙からの掲載確認は、電子を含む書面とするが、甲乙の合意があれば、口頭等の確認で了承するものとする。
- ・ 4 掲載後の内容変更に関しては、乙からの申し入れがあれば甲は無料にて対応するものとする。
- ・ 5 上記4項で大幅な修正、追加項目があり、有償にての対応となる場合は、甲乙相談の上で対応する。

第5条 (協会活動への協力)

- ・ 1 乙は、掲載の対価として協会活動にできる限り積極的に協力するものとする。
 - ・ ① 甲依頼の情報拡散(「情報既読」、「いいね」、「コメント」記入、グループ登録等)
 - ・ ② 甲扱いの案件参加、セミナー参加、イベント参加、モニター参加

③ 甲の会員募集の協力

第6条(掲載情報の対応)

- 1 掲載された乙の紹介情報についての利用者からの問合せについては、乙が対応するものとする。
- 2 掲載情報の未更新を含めて、万一利用者からの損害賠償が発生した場合は、乙が対応するものとし、甲はその責を問われない。
- 3 掲載内容についてのクレームが甲に届いた場合、甲は乙に内容を伝え、乙はクレーム内容に速やかに対応するものとする。
- 4 度重なるクレームが甲に届いた場合、甲は乙と確認の上で、掲載内容を削除することができる。

第7条(秘密保持義務)

- 1 甲または乙は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、本件秘密情報を、本件開発等の担当者以外の第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。
 - ① 相手方から開示される前からすでに知っていたもの
 - ② 相手方から開示される前にすでに公知となっていたもの
 - ③ 相手方から開示された後に、自己の責めに帰し得ない事由によって公知となったもの
- 2 甲または乙は、本件開発業務の担当者に秘密を保持すべき義務を負わせるなど、本件秘密情報の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 3 甲または乙は、事前に相手方の書面による同意を得ていた場合を除き、本件秘密情報を本件開発等以外の目的で使用してはならない。

第8条(削除の申入れ)

- 1 乙は、掲載されている内容について、書面、口頭を問わず甲に申し出ることによって、掲載内容を削除できるものとする。
- 2 上記1項について、甲が削除を行うまでに起こる内容の損害賠償が発生した場合は、乙が対応するものとし、甲はその責を問われない。

第9条(反社会的勢力の排除)

- 1 甲および乙は、次の各号の事項に違反した場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
 - ② 役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと

- ③ 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと
- ④ 不当な要求行為をしないこと
- ⑤ その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるときの行為

第10条（解除）

- 1 甲または乙は、相手方において、次の各号の1つに該当する事実が発生した場合には、直ちに本内容を解除することができる。
 - ① 第9条の内容に相当する場合
 - ② 本契約に定める条項に違反し、かつ相手方からの書面による催告を受領した後3週間以内に是正されないとき
 - ③ 差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立があったとき
 - ④ 破産、会社整理、会社更生、民事再生の手続開始の申立を自ら行ったとき、又は申し立てられたとき
 - ⑤ 解散、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - ⑥ 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の手続を開始したとき（甲及び乙が当事者である場合を除く）

第11条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第12条（協議）

本契約に関して、疑義が生じた場合または定めのない事由が生じた場合には、両当事者は、信義誠実の原則に従い協議を行う。

以上

2025年3月25日制定

一般社団法人フリーランスビジョナリー協会